

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱

令和6年5月28日制定

令和6年6月13日改定

岡山県商工会連合会

(総則)

第1条 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金（以下「BCP補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 南海トラフ地震や頻発化・激甚化する風水害といった自然災害等の緊急事態においても、事業を継続又は早期に復旧させ、従業員の雇用やサプライチェーン、地域経済の活力を維持するとともに、小規模事業者の成長発展のみならず持続的な発展を図ることを目的として、小規模事業者がBCP等を作成しその計画に基づいた事業継続力の強化に資する取組みを支援するため、岡山県小規模事業者事業継続力強化支援事業に基づき補助金の交付等を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 補助対象者 別紙1に記載した者をいう。
- (2) 補助事業者 第9条の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。
- (3) 支援機関 別紙2に記載した者をいう。
- (4) 事務局 BCP補助金にかかる交付等事業の執行団体（岡山県商工会連合会）をいう。
- (5) 会長 岡山県商工会連合会会長をいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 会長は、補助事業者が行う本補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙4「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業については、本補助金の交付対象としない。

- 2 補助対象経費の区分、補助率並びに下限額及び上限額は、別紙3の2（補助率・補助上限額等）のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、会長が第9条第2項の規定に基づく交付決定を行った日から、令和6年11月30日までの間とする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(J グランツによる申請等)

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請について、補助金申請システム（以下「J グランツ」という。）により行うものとする。この場合、第17条第1項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求についても同様に、J グランツにより行うものとする。

(J グランツによる通知等)

第8条 会長は、前条の規定により行われた交付の申請等に対し、第9条第2項の規定に基づく通知、第18条第1項の規定に基づく通知について、当該通知等をJ グラン

ツにより行うものとする。

(交付決定)

- 第9条 補助金交付の決定にあたっては、決定額の上限を1事業あたり50万円とする。ただし「岡山県BCP認定制度により認定を受けた事業者」については、決定額の上限を1事業あたり100万円とする。
- 2 会長は、第6条第1項の規定による岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第3による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。
 - 3 当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、申請締切から30日とする。
 - 4 会長は、第2項による交付の決定に当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
 - 5 会長は、第6条第2項による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 6 会長は、第2項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第10条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、様式第4による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請取下届出書」を会長に提出しなければならない。

(事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第11条 補助事業者は、第9条第2項の交付決定を受けた事業(以下「対象事業」という。)の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、原則として、あらかじめ様式第5による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額について20パーセント以内での流用増減する場合。

- (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - (3) 補助目的および事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- 2 会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、または条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了（第14条の規定により中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第9条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(中止または廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6-1による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、様式第6-2「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認通知書」により補助事業者に通知する。

(事故の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の事故報告書」を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度を初回として、翌年度以降3年間（合計4回）、補助事業の遂行および収支の状況について、初回は様式第14-1「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る状況調査報告書」、翌年度以降は様式第14-2「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る状況調査報告書」を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了（第14条の規定により中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日、または令和6年12月10日のいずれか早い日までに、様式第8-1「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業実績報告書」を会長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の額の確定)

第18条 会長は、第17条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8-2「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金確定通知書」により確定された補助金の額を補助事業者に通知する。

- 2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、千円単位（千円未満切り捨て）とする。

(補助金の支払い)

第19条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助金精算払請求書」を会長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10「消費税および地方

消費税額の額の確定に伴う報告書」により速やかに会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第21条 会長は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第22条 会長は、第14条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第9条第2項の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、または変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令又は本要綱に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、法令又は本要綱に基づく会長の処分もしくは指示に違反した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (6) 補助事業者が、申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
 - (7) 補助事業者が、別紙1に定める補助対象者に該当しない場合。
 - (8) 第17条に定める期限内に、様式第8-1による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
 - (9) 当該補助事業が第5条に定める実施期限の日までに終了しなかった場合。
- 2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号、第7号および第8号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる

ものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第20条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第23条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、第24条第4項で処分を承認された財産を除き、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは、第17条第1項に定める実績報告書に様式第12による「取得財産等管理明細表」を添付しなければならない。
- 5 会長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を岡山県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。

- 2 処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間（令和5年4月26日経済産業省告示第64号）に準じるものとする。
- 3 中古資産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第3条第1項第2号の規定を準用し、次に掲げる年数とする。ただし、その年数が2年に満たないときは、これを2年とする。
 - (1) 前項で定める期間の全部を経過した資産
当該資産に係る前項で定める年数の20%に相当する年数（1年未満の端数切捨て）
 - (2) 前項で定める期間の一部を経過した資産
当該資産に係る前項で定める年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数（1年未満の端数切捨て）

- 4 補助事業者は、第2項および第3項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13による「取得財産の処分承認申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 5 前条第5項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、別紙4の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認し、同誓約事項への記入及び提出をもって同意したもとする。

(その他必要な事項)

第26条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年6月13日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。

別紙1

補助対象者は、岡山県内に所在する小規模事業者（個人、又は岡山県内に本店を有する法人）等であり、次の要件をすべて満たす者とする。

1. 小規模事業者であること

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」において、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断する。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※以下に該当する者は「常時使用する従業員の数」に含めないものとする。

(ア) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）

(イ) 個人事業主本人及び同居の親族従業員

(ウ) (申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員

(エ) 以下のいずれかの上限に該当する、パートタイム労働者等

a 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）

b 所定労働時間が、同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

※業種の判定については、現に行っている事業の業態、または今後予定している業態によって、業種を判定する。

※補助対象者の範囲

補助対象者となりうる者	補助対象にならない者
○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等))	○医師、歯科医師、助産師
○個人事業主（商工業者であること）	○系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）
	○協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）
	○特定非営利活動法人
	○一般社団法人、公益社団法人
	○一般財団法人、公益財団法人
	○医療法人

	<input type="radio"/> 宗教法人 <input type="radio"/> 学校法人 <input type="radio"/> 農事組合法人 <input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外） (※1) <input type="radio"/> 任意団体 等
--	---

※1：既に税務署に開業届を提出していても、申請時点までに事業を開始していない場合は補助対象外となる。採択後に判明した場合は、採択・交付決定の取消し等を行う場合がある。

2. 以下のいずれかの事業継続計画（BCP）を策定していること
 - ①岡山県 BCP 認定制度の認定を受けた事業継続計画（BCP）
 - ②国の認定を受けた事業継続力強化計画
 - ③岡山県版かんたん BCP シート（原則3枚／地震・風水害・感染症）
 - ④事業者が独自で策定した事業継続計画（BCP）
3. 県税に滞納がないこと（徴収の猶予を受けている者は除く。）
4. 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと
5. 次のいずれにも該当しないこと
 - ・ 役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ・ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者
 - ・ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ・ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者
6. 岡山県や国が実施する事後調査等に協力できること
7. 令和5年度岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金（BCP補助金）において、交付決定を受けた事業者ではないこと

別紙 2

岡山県商工会議所連合会	岡山商工会議所	岡山市北区厚生町 3 丁目 1 番 15 号	086-232-2266
	倉敷商工会議所	倉敷市白楽町 249-5	086-424-2111
	津山商工会議所	津山市山下 30-9	0868-22-3141
	玉島商工会議所	倉敷市玉島中央町 2 丁目 3-12	086-526-0131
	玉野商工会議所	玉野市築港 1-1-3	0863-33-5010
	児島商工会議所	倉敷市児島駅前 1-37 倉敷市児島産業振興センター 2 階	086-472-4450
	笠岡商工会議所	笠岡市十一番町 3-3	0865-63-1151
	井原商工会議所	井原市七日市町 13	0866-62-0420
	備前商工会議所	備前市東片上 230	0869-64-2885
	高梁商工会議所	高梁市南町 16-2	0866-22-2091
	総社商工会議所	総社市中央 6-9-108	0866-92-1122
	新見商工会議所	新見市高尾 2475-7 新見商工会館 2 階	0867-72-2139
	岡山県商工会連合会	岡山西商工会	岡山市北区御津宇垣 1630-1
岡山南商工会		岡山市南区藤田 564-131	086-296-0765
吉備中央町商工会		加賀郡吉備中央町豊野 1-1	0866-54-1062
瀬戸内市商工会		瀬戸内市邑久町山田庄 372-1	0869-22-1010
赤磐商工会		赤磐市下市 357-7	086-955-0144
備前東商工会		備前市日生町寒河 2570-31	0869-72-2151
和気商工会		和気郡和気町尺所 2 和気町立図書館 3 階	0869-93-0522
つくば商工会		都窪郡早島町早島 4156 関西書芸院 1 階	086-482-1111
総社吉備路商工会		総社市岡谷 160	0866-93-8000
真備船穂商工会		倉敷市真備町箭田 1180-3	086-698-0265
浅口商工会		浅口市鴨方町鴨方 2244-8	0865-44-3211
備中西商工会		小田郡矢掛町小林 163-2	0866-82-0559
備北商工会		高梁市成羽町下原 432-1	0866-42-2412
阿哲商工会		新見市神郷下神代 4898-9	0867-92-6103
真庭商工会		真庭市鍋屋 6	0867-42-4325
作州津山商工会		津山市新野東 567-9	0868-36-5533
鏡野町商工会		苫田郡鏡野町竹田 747	0868-54-3311
久米郡商工会		久米郡美咲町原田 1757-8	0868-66-0033
みまさか商工会		美作市栄町 187-4	0868-73-6520
岡山県中小企業団体中央会		岡山県中小企業団体中央会	岡山市北区弓之町 4 番 19-202 号 (岡山県中小企業会館 2 階)

別紙 3

1. 補助対象経費

補助対象事業の区分	補助対象経費（例示）
ア 設備の購入、設置	自家発電装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、無停電電源装置(U P S)、土嚢、止水板 等
イ 緊急時用の備蓄品の購入	従業員用非常食(水・食料等)、簡易トイレ、毛布、簡易浄水器 等
ウ クラウドサービス利用に係る経費	クラウドサービス利用料(月額)及び初期導入費用

【留意事項】

(ア) 上記に加え補助対象経費は次の条件をすべて満たすこと。

- ・ 応募申請時に提出する事業継続計画等に記載されている取組みにおいて必要とされる経費
- ・ 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- ・ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(イ) 補助事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、1件あたり100万円超(税込)を要するものについては、2者以上から見積を取り、より安価な発注先(委託先)を選定すること。ただし、発注(委託)する事業内容の性質上、見積を取ることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を実績報告時に提出すること。なお、中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2者以上からの見積が必須であり、この場合、理由書の提出による随意契約での購入は、補助対象外となる。

2. 補助率・補助上限額等

※補助下限 10 万円とする。

区分	補助上限	補助率
岡山県 BCP 認定制度の認定を受けた BCP に基づき実施する事業	100 万円	3 分の 2 以内
認定を受けた事業継続力強化計画に基づき実施する事業	50 万円	
「岡山県版かんたん BCP シート」(原則 3 枚)に基づき実施する事業		
独自の BCP に基づき実施する事業 (岡山県 BCP 認定制度の認定を受けた場合を除く)		

別紙 4

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

令和 年 月 日

岡山県商工会連合会 会長 殿

所在地 _____

(フリガナ)
名 称 _____

(フリガナ)
代表者氏名 _____
(自 署)

※所在地は、事務所等所在地を記載してください。
※生年月日の年は和暦で記載してください。

代表者生年月日 _____

様式一覧

- 様式第 1 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請書 J グラント
- 別紙 1 補助事業計画書① J グラント
- 別紙 2 - 1 補助事業計画書②
- 別紙 2 - 2 補助事業計画書②
- (岡山県認定制度の認定を受けた事業継続計画にて申請する場合)
- 別紙 3 暴力団排除に関する誓約書 J グラント
- 様式第 2 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る確認・推薦書
※支援機関向け様式のため公開は差し控えます。
- 様式第 3 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付決定通知書
- 様式第 4 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請取下届出書
- 様式第 5 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の内容・経費の配
分の変更承認申請書
- 様式第 6 - 1 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書
- 様式第 6 - 2 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認通知書
- 様式第 7 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の事故報告書
- 様式第 8 - 1 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業実績報告書 J グラント
- 別紙 1 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金実績 J グラント
- 別紙 2 支出内訳書
- 様式第 8 - 2 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金確定通知書
- 様式第 9 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助金精算払請求書 J グラント
- 様式第 10 消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書
- 様式第 11 取得財産等管理台帳
- 様式第 12 取得財産等管理明細表
- 様式第 13 取得財産の処分承認申請書
- 様式第 14 - 1 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る状況調査報告書
- 様式第 14 - 2 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る状況調査報告書

申請日：令和 年 月 日

岡山県商工会連合会 会長 殿

郵便番号			
住所（都道府県名から記載）		
（フリガナ） 名称		
代表者の役職			印
（フリガナ） 代表者氏名	
電話番号			

令和6年度 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請書

令和6年度岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- ・補助事業計画書①（別紙1）
- ・補助事業計画書②（別紙2-1もしくは2-2）
- ・暴力団排除に関する誓約書（別紙3）

●その他必要書類、電子媒体（CD-R・USBメモリ等）

1 以下のいずれかの事業継続計画（BCP）

- ①岡山県認定制度の認定を受けた事業継続計画（BCP）及び認定書
- ②事業継続力強化計画及び認定書
- ③岡山県版かんたんBCPシート（原則3枚／地震・風水害・新型コロナウイルス）
- ④独自の事業継続計画（BCP）

※③④の場合は「(様式2) 確認・推薦書」を添付のこと

2 法人の場合：貸借対照表および損益計算書（直近1期分）

3 個人事業主の場合：令和5年の確定申告書（第一表及び第二表及び収支内訳書（1・2面）
または所得税青色申告決算書（1～4面））

4 補助対象経費の見積書

補助事業計画書①

I 申請事業者の概要

(フリガナ) 名称 (商号または屋号)													
法人番号 (13桁) ※ 1													
主たる業種		<p>【以下のいずれか一つを選択してください】</p> <p>① () 商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)</p> <p>② () サービス業のうち宿泊業・娯楽業</p> <p>③ () 製造業その他</p>											
業種 (日本標準産業分類) ※該当する業種に○		<p>A: 農業・林業 B: 漁業 C: 鉱業・採石業・砂利採取業 D: 建設業</p> <p>E: 製造業 F: 電気・ガス・熱供給・水道業 G: 情報通信業</p> <p>H: 運輸業・郵便業 I: 卸売業・小売業 J: 金融業・保険業</p> <p>K: 不動産業・物品賃貸業 L: 学術研究・専門・技術サービス業</p> <p>M: 宿泊業・飲食サービス業 N: 生活関連サービス業・娯楽業</p> <p>O: 教育・学習支援業 P: 医療・福祉 Q: 複合サービス事業</p> <p>R: サービス業 (他に分類されないもの)</p>											
常時使用する 従業員数※ 2		令和5年度 決算時点	令和6年度 決算時点	<p>* 令和6年度決算を終わっていない場合は、令和5年度の記入のみとしてください。</p> <p>* 常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。</p> <p>* <u>直近決算時点</u>の従業員数が小規模事業者の定義を超える場合は申請できません。</p>									
決算月 (法人のみ)		月		設立年月日 (西暦) ※ 3				年 月 日					
決算状況													
※令和6年度決算を終わっていない場合は、令和5年度の入力のみとしてください。													
令和5年度	売上高※ 4											円	
		決算期間1年未満の場合:										円	
	売上総利益※ 5											円	
		決算期間1年未満の場合:										円	
令和6年度	営業利益※ 6											円	
		決算期間1年未満の場合:										円	
	経常利益※ 7											円	
		決算期間1年未満の場合:										円	
令和6年度	売上高											円	
	売上総利益											円	
	営業利益											円	
	経常利益											円	

連絡担当者	(フリガナ) 氏名		役職	
	住所	(〒 -)		
	電話番号		携帯電話番号	
	FAX 番号		E-mail アドレス	

(補助金事務局等からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「代表者」もしくは「連絡担当者」宛てに行います。補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる方を記載してください。電話番号または携帯電話番号は必ず記入をお願いします。FAX 番号・E-mail アドレスも極力記入してください。)

※1 法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー (個人番号 (12桁)) は記載しないでください。

※2 常時使用する従業員に含めるか否かの判断に迷った場合は、支援機関にご相談いただけます。

※3 「設立年月日」は、創業後に組織変更 (例：個人事業主から法人化、有限会社から株式会社化) された場合は、現在の組織体の設立年月日 (例：個人事業主から法人化した場合は、法人としての設立年月日) を記載してください。

*個人事業主で設立した「日」が不明の場合は、空欄のまま構いません (年月までは必ず記載してください)。

※4 「売上高」は、以下の記載金額を転記してください。

・法人の場合： 「損益計算書」の「売上高 (決算額) 欄の金額

・個人事業主の場合： (白色申告の場合) 「収支内訳書・1面」の「収入金額」の「①売上 (収入) 金額」欄の金額

(青色申告の場合) 「所得税青色申告決算書」の「損益計算書」の「①売上 (収入) 金額」欄の金額

※5 「売上総利益」は、以下の記載金額を転記してください。

・法人の場合： 「損益計算書」の「売上総利益 (決算額) 欄の金額

・個人事業主の場合： (白色申告の場合) 「収支内訳書・1面」の「⑩差引金額」欄の金額

(青色申告の場合) 「所得税青色申告決算書」の「損益計算書」の「⑦差引金額」欄の金額

※6 「営業利益」は、以下の記載金額を転記してください。

・法人の場合： 「損益計算書」の「営業利益 (決算額) 欄の金額

・個人事業主の場合： (白色申告の場合) 「収支内訳書・1面」の「専従者控除前の所得金額⑱」欄の金額

(青色申告の場合) 「所得税青色申告決算書」の「損益計算書」の「③③差引金額」欄の金額

※7 「経常利益」は、以下の記載金額を転記してください。

・法人の場合： 「損益計算書」の「経常利益 (決算額) 欄の金額

・個人事業主の場合： (白色申告の場合) 「収支内訳書・1面」の「専従者控除前の所得金額⑱」欄の金額

(青色申告の場合) 「所得税青色申告決算書」の「損益計算書」の「青色申告特別控除前の所得金額⑳」欄の金額

<注 (※4、※5、※6、※7 共通) >

① 令和5年度決算期間が1年に満たない場合は、決算額の下に、決算期間 (月数) を記載してください (例えば個人から法人化した後、1年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載)。

② 設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高」・「売上総利益」・「営業利益」・「経常利益」は「0円」と記載するとともに、「決算期間 (月数)」欄も「0か月」と記載してください。

※ J グランツ申請画面にて入力

事業者名： _____

II 申請要件の確認

<確認事項> 本事業の補助対象者として申請する場合は、下記の項目についてご確認ください。		
<全ての事業者が対象> 事業継続計画の提出について (いずれかを選択 (チェック) してください)		
該当する事業継続計画 (BCP) にチェック		提出資料等
岡山県認定制度の認定を受けた事業継続計画	<input type="checkbox"/>	計画書及び認定書の写しを添付。
事業継続力強化計画	<input type="checkbox"/>	計画書及び認定書の写しを添付。
岡山県版かんたん BCP シート	<input type="checkbox"/>	計画書及び (様式第 2) 確認・推薦書を添付。
独自の事業継続計画	<input type="checkbox"/>	計画書及び (様式第 2) 確認・推薦書を添付。
<全ての事業者が対象> 支援機関からの助言について 本補助金申請にあたり、支援機関 (商工会・商工会議所・中央会) からアドバイスを受け、申請した場合は、「該当する」を選択 (チェック) し、その支援機関名称を記載してください。		
<input type="checkbox"/> 該当する	<「該当する」にチェックした事業者が対象> アドバイスをした支援機関の名称 _____	
<input type="checkbox"/> 該当しない		
<全ての事業者が対象> 補助対象者の要件について 本補助金申請にあたり、補助対象者の要件である以下の項目に該当する場合はチェックを入れてください。 (該当しない (チェックできない) 場合は申請できません)		
県税に未納がないこと	<input type="checkbox"/>	
補助金事務局が実施する事後調査に協力できること	<input type="checkbox"/>	

※書類作成後、J グランツより提出

事業者名： _____

III 補助事業計画

1 補助事業で行う事業名

グレー部分はJ グランツ申請画面にて入力

2 事業実施期間

[開始予定日] 令和 年 月 日

[終了予定日] 令和 年 月 日※支払行為まで完了していること

3 事業継続の概要

※自社で策定している事業継続計画等をもとに事業継続の方針、災害想定、重要業務、目標復旧時間について記載してください。

(1) 事業継続の方針

(2) 災害想定

(3) 重要業務

(4) 目標復旧時間

4 補助事業の具体的内容

※取組内容（設置する機器設備、購入する備蓄品、導入するクラウドサービスなどの概要、それらの運用方法）等を記載してください。

5 補助事業と事業継続計画等の関係

※本事業の取組と、事業継続計画（BCP）がどのように関連するか記載してください。

6 補助事業の効果

※本事業の取組によって、どのような効果が期待できるのか記載してください。

7 事業継続力を強化するための取組み

※今後の自社の事業継続に向けて、従業員への教育・訓練について記載してください。

※補助事業計画等の作成にあたっては支援機関と相談し、助言・指導を得ながら進めることができます。

※記載欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加してください。

※書類作成後、J グランツより提出

県認定BCP型

別紙2-2

補助事業計画書②

事業者名

課税区分

免税・簡易課税事業者

II 経費明細表

経費区分	購入する設備・名称	経費内訳 (単価×数量)	補助対象経費 (税込)
(経費区分を選択してください)			
(1) 補助対象経費合計 A			0
(2) 補助金交付申請額 $A \times 2/3$ (千円未満切り捨て、上限100万円、下限10万円)			0

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

令和 年 月 日

岡山県商工会連合会 会長 殿

所在地 _____

(フリガナ)

名称 _____

(フリガナ)

代表者氏名 _____

(自署)

代表者生年月日 _____

※所在地は、事務所等所在地を記載してください。

※生年月日の年は和暦で記載してください。

殿

岡山県商工会連合会

会長 田村 正敏 印

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請があった上記補助金については、岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

【交付決定日：令和 年 月 日】

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、 年 月 日付けで申請のあった、岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助事業者は、交付要綱の定めるところ及び次の条件に従わなければならない。なお、これに違反する行為があった場合は、交付決定が取り消されることがあるので、留意すること。
 - (1) 補助事業者が本補助金を他の用途に使用し、又は交付決定の内容、これに付した条件その他法令若しくはこれに基づく命令等に違反したときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還をさせることができる。
 - (2) 補助金に係る消費税および地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

- (3) 補助事業者が、交付決定を受けた事業（以下「対象事業」という。）により取得し、又は効用が増加した財産であって、取得価格の単価又は効用の増加額が50万円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）以上のものについて処分（財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、岡山県商工会連合会会長の承認を受けなければならないこと。また、補助事業者は処分による収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させること。
- (4) 補助事業者は、対象事業が完了した後も対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、対象事業により取得し、又は効用が増加した財産について、台帳を設け、当該財産の保管状況を明らかにしておかななければならないこと。
- (6) 補助事業者は、対象事業に要した経費に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (7) 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度を初回として、翌年度以降3年間（合計4回）、補助事業の遂行および収支の状況について、初回は様式第14-1「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る状況調査報告書」、翌年度以降は様式第14-2「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る状況調査報告書」を会長に提出しなければならないこと。
- (8) 対象事業の進捗状況確認のため岡山県商工会連合会の職員が実地検査を行う場合又は対象事業が完了した後会計検査院等の職員が実地検査を行う場合において、補助事業者は、これを受け入れ、当該検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならないこと。

(様式第4)

令和 年 月 日

岡山県商工会連合会 会長 殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請取下届出書

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第10条に基づき届け出ます。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付申請の取下理由

(様式第5)

令和 年 月 日

岡山県商工会連合会 会長 殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る
補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第11条に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(様式第6-1)

令和 年 月 日

岡山県商工会連合会 会長 殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けで補助金交付決定の通知があった岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金について、次のとおり補助事業を中止（廃止）したいので、岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第14条の規定により、承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の事業名
2. 中止（廃止）の理由
3. 補助事業中止の期間（廃止の時期）

(様式第6-2)
令和 年 月 日

株式会社
代表取締役 殿

岡山県商工会連合会
会長 田村正敏

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の
中止(廃止)承認通知書

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第14条の規定により、申請のあった補助事業の中止(廃止)申請については、本通知書をもって承認いたします。

岡山県商工会連合会 会長 殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の事故報告書

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）
岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金事業
（令和 年 月 日交付決定）
2. 補助金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）
3. 事故の原因および内容
4. 事故に係る金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）
5. 事故に対して取った措置
6. 業務の遂行と完了日の予定
7. 事故が業務に及ぼす影響

※ J グランツ申請画面にて入力

(様式第 8 - 1)

令和 年 月 日

岡山県商工会連合会 会長 殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定の通知があった岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金について、下記のとおり事業を実施したので、岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第 17 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実績

(1) 事業実績 (別紙 1)

(2) 事業実績額

補助事業に要した経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金額	金	円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 支出内訳書 (別紙 2)

※ J グランツ申請画面にて入力

別紙 1

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金実績

事業計画の名称			
申請者			
名 称			
代表者氏名		担当者氏名	
電話番号	()	FAX 番号	()
E-mail アドレス			
事業実績の内容			
事業の 具体的な 実施内容			
実施時期	【事業実施期間】 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
補助事業の 効果・成果	(補助事業の効果や成果について具体的に記載)		
本補助事業 の推進にあ たっての改 善点、意見 等			

支出内訳書

事業者名 _____

課税区分※1 _____

(単位：円)

経費区分 ※2	購入した設備・名称	経費内訳 (単価×数量)	補助事業に 要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜・税込) ※3
合 計				
補助金所要額 $A \times 2/3$ (円未満切り捨て、50万円上限、10万円下限※4)				

(注1) 「補助事業に要した経費」とは、当該事業を遂行した上で必要な経費をいいます。

(注2) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要した経費」のうちで補助対象となる経費をいいます。

(注3) 「補助金所要金額」には、「補助対象経費」に補助率 2/3 を乗じた額を記入してください。

※1 課税区分について

「課税事業者」・「簡易課税事業者」・「免税事業者」のうち実績報告時点の課税区分を記入してください。

※2 経費区分には①設備購入・設置、②備蓄品購入、③クラウド導入のいずれかを記入してください。

※3 補助対象経費欄の「税抜・税込」について

課税区分が「課税事業者」の場合：「税抜」を選択し、金額を「税抜」にて記入してください。

課税区分が「簡易課税事業者」の場合：「税込」を選択し、金額を「税込」にて記入してください。

課税区分が「免税事業者」の場合：「税込」を選択し、金額を「税込」にて記入してください。

※4 岡山県 BCP 認定制度の認定を受けた BCP に基づき実施する事業については補助上限が 100 万円となります。

※ J グランツ申請画面にて入力

(様式第9)

令和 年 月 日

岡山県商工会連合会 会長 殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助金精算払請求書

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第19条第2項の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金事業
（令和 年 月 日交付決定）

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

_____ 円

3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義（カタカナ）

*以下の7項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

振込先金融機関名	
金融機関コード（4桁）	
支店名	
支店コード（3桁）	
預金の種別	普通 ・ 当座
口座番号	
預金の名義(カタカナ)	

岡山県商工会連合会 会長 殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（会長が確定通知書により通知した額）

円

2. 補助金の確定時における消費税および地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税および地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税および
地方消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（3－2）

円

(注) 1) 別紙として積算の内訳を添付すること。

2) 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%または10%相当額が消費税および地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

取得財産等管理台帳

事業者名： _____

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

※書類作成後、J グランツより提出

(様式第12)

取得財産等管理明細表

事業者名： _____

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

(様式第13)

令和 年 月 日

岡山県商工会連合会 会長 殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

取得財産の処分承認申請書

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第24条第4項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 品目および取得年月日
2. 取得価格および時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由

岡山県商工会連合会 会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る状況調査報告書

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金事業
（令和 年 月 日交付決定）

2. 報告する期間

補助事業終了日：令和 年 月 日

【状況報告期間】令和 年 月（補助事業終了日の翌月）から翌年3月

3. 決算状況等

指標の種類	調査時点※1 (令和 年 月)
売上高	円
売上総利益	円
営業利益	円
経常利益	円
従業員数	人

※1 「直近1期（1年間）の申告した決算内容」を記入してください。

4. 導入設備等の状況（事業により購入したものについてご記入ください。）

経費区分 ※1	購入した設備・名称	運用状況 ※2

注1 補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、事前に申し出てください

※1 経費区分には①設備設置、②備蓄品購入、③クラウド導入のいずれかを記入してください。

※2 自社の事業継続計画における購入設備等の運用状況について記入してください。

5. その他（ご意見等がありましたらご記入ください。）

--

岡山県商工会連合会 会長 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る状況調査報告書

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金事業
（令和 年 月 日交付決定）

2. 報告する期間

補助事業終了日：令和 年 月 日

【状況報告期間】令和 年 月から令和 年 月

3. 決算状況等

指標の種類	調査時点※1 (令和 年 月)
売上高	円
売上総利益	円
営業利益	円
経常利益	円
従業員数	人

※1 「直近1期（1年間）の申告した決算内容」を記入してください。

4. 導入設備等の状況（事業により購入したものについてご記入ください。）

経費区分 ※1	購入した設備・名称	運用状況 ※2

注1 補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、事前に申し出てください

※1 経費区分には①設備設置、②備蓄品購入、③クラウド導入のいずれかを記入してください。

※2 自社の事業継続計画における購入設備等の運用状況について記入してください。

5. その他（ご意見等がありましたらご記入ください。）

--